

## 令和3年第5回上峰町議会臨時会会議録

会期 令和3年11月30日（火曜日） 1日間 本会議1日

令和3年11月30日第5回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。（第1日）													
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春    2番 大川徹也    3番 原直弘 4番 吉田豊    5番 田中静雄    6番 原田希 7番 吉富隆    8番 大川隆城    9番 寺崎太彦 10番 中山五雄												
欠席議員 (0名)													
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">町長 武廣勇平</td> <td style="width: 33%;">副町長 財津勝記</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>教育長 野口敏雄</td> <td>総務課長 矢動丸栄二</td> <td></td> </tr> <tr> <td>まち・ひと・しごと創生課長 河上昌弘</td> <td>財政課長 川原俊史</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業課長兼 農業委員会事務局長 日高泰明</td> <td>住民課長 扇智布由</td> <td></td> </tr> </table>	町長 武廣勇平	副町長 財津勝記		教育長 野口敏雄	総務課長 矢動丸栄二		まち・ひと・しごと創生課長 河上昌弘	財政課長 川原俊史		産業課長兼 農業委員会事務局長 日高泰明	住民課長 扇智布由	
町長 武廣勇平	副町長 財津勝記												
教育長 野口敏雄	総務課長 矢動丸栄二												
まち・ひと・しごと創生課長 河上昌弘	財政課長 川原俊史												
産業課長兼 農業委員会事務局長 日高泰明	住民課長 扇智布由												
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次    議会事務局主事 松田望												

議事日程 令和3年11月30日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長のあいさつ
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明  
(議案第47号～議案第51号)
- 日程第5 議案審議  
議案第47号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第48号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第49号 特別職の給与条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第50号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第51号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 討論・採決

午前9時30分 開会

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。本日は、令和3年第5回上峰町議会臨時会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきまして、ありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより令和3年第5回上峰町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五雄君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番吉富隆君及び8番大川隆城君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

### 日程第3 町長のあいさつ

○議長（中山五雄君）

日程第3. 町長のあいさつ。

町長の挨拶をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

おはようございます。本日令和3年上峰町議会第5回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日、提出いたしました議案は、改正条例案4件、予算案1件ということでございます。よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

○議長（中山五雄君）

これで町長の挨拶は終わりました。

### 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第4. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第47号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告がなされたことに伴い、上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

令和3年11月30日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明いたします。

議案第48号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告がなされたことに伴い、上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正をするものです。

令和3年11月30日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

議案第49号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告がなされたことに伴い、本町においても特別職の給与条例の一部を改正するものです。

令和3年11月30日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課課長より補足説明いたします。

続いて、議案第50号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告がなされたことに伴い、本町においても議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

令和3年11月30日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

最後に、

---

#### 議案第51号

##### 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第7号）

令和3年度上峰町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,505千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,666,465千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月30日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

以上、5議案、一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

#### ○議長（中山五雄君）

ただいま町長より5議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。補足説明ありませんか。

#### ○総務課長（矢動丸栄二君）

皆様おはようございます。私のほうから、議案第47号、48号、49号、50号につきまして補足説明をいたします。

まず、簡単に令和3年の人事院勧告について御説明を申し上げます。

今年8月10日、令和3年の人事院勧告が行われ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の

影響により、勧告の基礎となる民間給与の調査が遅れた関係から、特別給（期末・勤勉手当）についてのみの勧告となりました。

内容につきましては、期末・勤勉手当の支給月数を0.15か月分引き下げるとしたものです。これを受け、内閣府は11月24日閣議にて、人事院勧告のとおり、ボーナスの支給月数の引下げを決定いたしました。

なお、国家公務員のボーナス引下げは、コロナからの回復途上にある我が国の経済にマイナスの影響を与えることも考慮し、令和3年度引下げに相当する額を来年6月のボーナスから減額することで調整をされています。

一方、佐賀県の動きとしましては、10月15日、佐賀県人事委員会は県議会、議長及び知事に対し、国と同様、期末・勤勉手当の支給月数を0.15か月分引き下げる勧告を行いました。これを受け、佐賀県では11月25日、一般職について、令和3年12月期末手当の支給割合を0.15か月、再任用職員、特別職、県議会議員については0.1か月分引き下げる内容の議案を議会に提出をされております。

本町における給与は、佐賀県に準拠しているため、佐賀県と同様の改正となります。期末手当の受給権が基準日である12月1日に発生することから、条例改正は基準日より前に行う必要があることから、今回の臨時議会について提案をさせていただいているところでございます。

では、個別の議案について御説明をいたします。

まず、議案第47号をお手元に御用意をお願いいたします。

議案第47号では、一般職の令和3年12月期の期末手当につきまして、1.275月から0.15か月引き下げました1.125月としており、年間2.55月の支給月数を2.4月と改正をしております。

また、令和4年度からは、6月期、12月期いずれも1.2月の支給月数としております。

再任用職員につきましては、令和3年12月期の期末手当を0.725月から0.1か月引き下げました0.625月としており、年間1.45の支給月数を1.35月と改正をしております。

また、令和4年度からは6月期、12月期いずれも0.675月の支給月数としております。

続きまして、議案第48号について御説明をいたします。

議案第48号をお手元に御用意ください。

この改正では、一般職の任期付職員のうち、特定任期付職員の期末手当の支給率について読替え部分の改正となります。

本来、昨年11月に改正すべきであった箇所についても併せて改正をしております。

内容は令和3年12月期の期末手当につきまして、改正前の1.775月を1.575月としており、令和4年度からは6月期、12月期を均等に配分し、いずれも1.625月の支給月数としております。

なお、支給実績につきましては、昨年の人事委員会勧告どおり、0.05月分を引き下げた額

で支給をしているところでございます。

続きまして、議案第49号の御説明をいたします。議案第49号をお手元に御用意ください。

この改正では、特別職の令和3年12月期の期末手当につきまして、現行1.675月から、0.1か月を引き下げました。1.575月としており、年間3.35月の支給月数を3.25月と改正しております。令和4年度からは、6月期、12月期を均等に配分し、いずれも1.625月の支給月数としております。

続きまして、最後になりますけれども、議案第50号につきましては議会議員の期末手当につきまして、議案第49号の特別職と同様の改正となっているところでございます。

以上、私のほうからの補足説明となります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

#### ○財政課長（川原俊史君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第51号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第7号）の予算の概要につきまして補足説明いたします。

お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。左のほうから款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の13. 国庫支出金、補正額100,505千円、計979,791千円。

歳入合計、補正額100,505千円、計13,666,465千円。

次に、歳出でございます。3ページを御覧ください。

款の1. 議会費、補正額マイナス398千円、計72,533千円。

款の2. 総務費、補正額5,792千円、計9,024,039千円。

款の3. 民生費、補正額93,294千円、計1,516,962千円。

款の4. 衛生費、補正額マイナス544千円、計761,140千円。

款の6. 農林水産業費、補正額マイナス295千円、計408,760千円。

款の7. 商工費、補正額4,000千円、計176,383千円。

款の8. 土木費、マイナス343千円、計461,562千円。

款の10. 教育費、補正額マイナス1,001千円、計611,265千円。

歳出合計、補正額100,505千円、計13,666,465千円。

今回の補正につきましては、子育て世帯への給付の第1弾として、現金50千円の給付にかかる事業費及び事務費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付限度額の内示が行われたため、交付金を活用する販売促進支援事業の予算の計上及び既存事業の

財源組替え、加えて、人事院勧告、佐賀県人事委員会勧告を受けて、佐賀県が期末手当等の減額対応を行うこととしたため、本町もそれに伴い、期末手当等を減額した予算を計上しております。

また、今回発生した余剰財源については、財政調整基金への積立てを行っており、今回の補正で予算上の財政調整基金の残高は542,000千円ほどになります。

私からは以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（中山五雄君）**

ほかに補足説明ありませんか。

**○住民課長（扇 智布由君）**

皆様おはようございます。私のほうからは議案第51号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第7号）のうち、住民課該当箇所につきまして、補足説明を申し上げます。お手元に議案第51号を御用意ください。

予算書3ページをお願いいたします。歳入でございます。

款の13.国庫支出金、項の2.国庫補助金、目の5.民生費国庫補助金、節の2.児童福祉費補助金94,045千円でございますが、子育て世帯臨時特別給付金の事業費補助金として92,050千円。子育て世帯臨時特別給付金の事務費補助金として、1,995千円を計上しております。

こちらに関しましては、令和3年11月19日に閣議決定された経済対策に伴いまして、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響に苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子供がいる世帯に対し、臨時特別の給付金を支給することにより、子育て世帯に対する適切な配慮を行うことを目的に、基準日を令和3年9月30日とし、対象児童1人当たり50千円の現金を支給するものでございまして、国から全額補助を受けるものです。

次に、歳出でございます。

予算書6ページをお願いいたします。

款の3.民生費、項の2.児童福祉費、目の4.子育て世帯臨時特別給付金費、節の3.職員手当等、節の10.需要費、節の11.役務費、節の12.委託料につきましては、子育て世帯臨時特別給付金に関連する事務費となっております。

また、節の18.負担金、補助及び交付金、92,050千円につきましては、子育て世帯臨時特別給付金の事業費として、対象児童1,841名分を計上しております。

子育て世帯臨時特別給付金の詳細でございますが、こちらに関しましては、国のほうより確定した通知がまだ届いておらず、あくまでも見込みでの説明となりますが、対象児童としましては、平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生をした子供で、主たる生計維持者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満となっている子供でございます。

支給時期でございますが、国は12月支給開始を目指していることから、本町におきましても、12月中に支給開始を予定しており、既に基礎データがある児童手当受給者は、申請不要で支給いたしますので、先行して支給となる見込みでございます。

また、公務員や高校生、新生児を対象とする支給に関しましては、申請方式となるため、申請受付後、順次支給となる見込みでございます。

なお、閣議決定された内容では、この現金50千円支給とクーポンを基本とした給付を合わせて1人当たり100千円相当の給付を行うこととなっておりますが、クーポンにつきましては、来年春の卒業式、入学式、新学期に向けて給付を行うとされており、詳細はまだ不明でございますので、今回の補正予算には計上しておりません。

以上で議案第51号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中山五雄君）**

ほかに補足説明ありませんか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

皆様おはようございます。さて、私のほうからは議案第51号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第51号 令和3年度上峰町一般会計補正予算書（第7号）のうち、当室該当箇所について御説明をいたしますので、お手元に御準備いただきますようお願いいたします。

今回、上程しております議案第51号のうち、歳入ですが、説明書の3ページ、上段の款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の4. 総務費国庫補助金、節の7. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,460千円でございますが、臨時交付金の特別枠として創設されました事業者支援交付金と言われておりますが、事業者を支援するもの、または、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に記載のある事業というものが対象となります。

当初は、事業者の支援は広域的な観点から取り組むことが効果的との観点から、都道府県を対象としたものでした。しかし、都道府県だけではなく、さらにこれを保管し、よりきめ細かく事業者支援の後押しをするため、市町村も交付対象にするとしたものでございます。

歳出におきましては、説明書4ページ中段になりますけれども、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の6. 企画費において一般財源1,948千円の減額をし、同額を国庫支出金に計上しております。

これは、既に予算化している事業におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当が可能となっておりますので、財源組替えを図ったものでございます。

以上、議案第51号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。



**○議長（中山五雄君）**

ほかに補足説明ありませんか。

**○産業課長（日高泰明君）**

皆様おはようございます。私のほうから、議案第51号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第7号）のうち、産業課該当箇所につきましての補足説明をさせていただきます。

議案第51号の御準備をお願いいたします。

今回上程をしております議案第51号のうち、歳出ですが、説明書8ページ上段の款7. 商工費、項2. 商工観光費、目1. 商工観光振興費、節18. 負担金、補助及び交付金、新型コロナウイルス感染症対策販売促進支援金4,000千円でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、事業者を支援するものとして対象となるのは、飲食対策の徹底のための臨時時短要請や、不要不急の外出や県をまたいだ移動の自粛要請など、人流の抑制により影響を受け、催し物やイベントなどの開催や出店をできなかった事業者に対する支援となっており、国としても様々な支援措置を講じているが、国の施策を補完する独自の支援に積極的に取り組むこととし、地域の実情に応じて、臨時交付金を積極的に活用するとしています。

上峰町においては、まちづくり実行委員会が主催とする上峰町フェスティバルが12月5日に開催されるにあたり、このイベントの一つとして、イベントなどの縮小により影響を受けている事業者による上峰町町民市が行われますので、事業者支援交付金により事業者の販売の一部を支援し、販売促進並びに上峰町のにぎわいを取り戻す取組とするものでございます。

以上、議案第51号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（中山五雄君）**

ほかに補足説明ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

ないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

**日程第5 議案第47号**

**○議長（中山五雄君）**

日程第5. 議案審議。

議案第47号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

ないようですので、議案第47号の質疑を終結いたします。

#### 日程第6 議案第48号

##### ○議長（中山五雄君）

日程第6．議案審議。

議案第48号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第48号の質疑を終結いたします。

#### 日程第7 議案第49号

##### ○議長（中山五雄君）

日程第7．議案審議。

議案第49号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第49号の質疑を終結いたします。

#### 日程第8 議案第50号

##### ○議長（中山五雄君）

日程第8．議案審議。

議案第50号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第50号の質疑を終結いたします。

#### 日程第9 議案第51号

##### ○議長（中山五雄君）

日程第9．議案審議。

議案第51号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第7号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

##### ○2番（大川徹也君）

予算書8ページですが、款7．商工費、項2．商工観光費、目1．商工観光振興費、説明で、新型コロナウイルス感染症対策販売促進支援金ということで、このたび12月5日に上峰町旧イオン建物の屋上で行われるというふうに宣伝されておられますが、そこで物品販売等を行う事

業及び事業者に対する支援金ということですが、具体的にどのような支援の内容か、もし決まっているのであれば御教授ください。

**○産業課長（日高泰明君）**

大川議員御質問のところでございますが、ただいまのところこの販売促進支援というふうなところで検討しております内容につきましては、物品の販売につきまして、定価価格から販売価格を差し引いた額につきまして、この支援金を充当する、交付するような考えでございます。平たく言いますと、物品の販売価格を下げさせていただきますと、この交付金の該当の対象になる金額が増えるところがございます、低価格での販売の促進につながれるところと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○2番（大川徹也君）**

この町民市に参加される町民等に対しては大変ありがたい施策だろうと思います。そのときに、実は以前、吉野ヶ里温泉の敷地でも行われましたハコミネ町民市のときにも同様の疑問を持ったんですけれども、町民の皆さんが通常の価格帯よりも安価に、その物品を購入することができるということで、町民のために大変いいことだろうと思っているんですけれども、その差額、定価から実際に割り引いた額というもののその差額を町が補助をするということですが、その定価が適正な定価かどうか、こういったものの検証というのは、どのような基準、または方針をお持ちでしょうか。もしお持ちやったら教えてください。

つまり、こういう懸念がされるんですよね。通常の定価自体があるのかないのかも分かりませんが、高く設定されて、3割引きですよとか5割引きですよ、7割引きですよと言われても、通常の価格よりももし高く設定していたら、せっかくの町民が享受し得る利益が部分的に損なわれるという、そういう心配があるからです。ですからその定価の調査、また、確認についてはどういう方針、基準があるか、もしあれば教えてください。なければならないです。

**○産業課長（日高泰明君）**

議員もお分りのところかと思えます。定価の価格の設定というふうなところになりますと、もちろんもうけ分まで含んだところの価格設定をされ、現在、対外的に出ているほとんどのところが定価というふうなところの定義というふうなところになると、やはり難しいところになってくると思えます。町といたしましては、商工会と価格等を見比べまして、適正な価格であるかどうかをお話ししながら、この申請を受け付けていくところと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○2番（大川徹也君）**

上峰町の事業者に限ってそういったことはないというふうには私は基本的に考えてはおりま

すけれども、一応、念のためにその価格の適正性について補助を行う、行政がその辺の基準等に基づき、つまり、周りの相対的な相場というものでしょうかね。そういったしっかりとした基準に基づいて、その辺のチェックを行い、町民市に来て購入をする町民等の方々により、国の——これ税金ですから元は、国の税金、町の税金、こういったものがより多く還元できるように、そういう御指導というか、監督の立場を忘れずにチェックをよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（中山五雄君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○4番（吉田 豊君）**

説明書の6ページ、民生費の目の4. 子育て世帯臨時特別給付金についてお尋ねをしたいと思いますが、職員の手当で時間外が80千円、残業手当として予定をされておるようですが、私が考えるところからいけば、今の課長の説明では児童手当の給付金の基礎データを使って、しかも申請行為はなく、口座振替という形になれば、児童手当の基本的な基礎データというのは、コンピューターに入っているわけですから、前日の夕方に指示をすれば、翌朝の朝にはデータはできてきておると思うんですけど、それでも80千円の残業手当がいるのかどうか、お尋ねいたします。

**○住民課長（扇 智布由君）**

吉田議員の御質問でございますが、この時間外手当に関します件につきましては、例えば、公務員分や高校生分につきましては、申請方式になっておりまして、広報等も行う予定でございますが、状況に応じましては支給申請依頼書通知等を発送するなど、そういったことを見込んでおります。

また、申請をされていない方等に関しましても、例えば、通知等で来ていただけない方も多ございますので、時間外の対応も考えられるかと見込んでおります。

以上でございます。

**○4番（吉田 豊君）**

公務員と高校生——高校生はもう、年齢で抽出すればコンピューターで打ち出すことができますよね。じゃ、主にその時間内での申請じゃなくて時間外の申請を対応するための超勤手当という形で理解しておけばよろしいんですか。

**○住民課長（扇 智布由君）**

時間外に対応する部分も多少はあるかと思いますがけれども、事前にお通知を出すところもありまして、先ほど申し上げ損ねましたけれども、児童手当の受給の方に関しましても、こういった臨時特別給付金というものを給付のお知らせというところでお通知を差し上げることになっております。と申しますのが、法的性格上、こちらのほうが民法上の贈与契約と

なっております、町より給付についてのお知らせを送付し、受理辞退を希望される方は締切日までに届書の提出をしていただきます。で、辞退者の届出を締切りまでに提出されなかった方に関しましては、贈与契約が成立したものと見越して給付を行うこととなっておりますので、事前にそういった発送の準備ですとか、そういったことに時間がかかるかと思っております。

以上でございます。

#### ○4番（吉田 豊君）

私はそこが理解できんとですよ。住民基本台帳がコンピューターに入っているわけでしょう。じゃ、高校生が事前に連絡せんばけんというならば、コンピューターに指示をして前日の夕方に指示をして帰れば、実際はもう電話で電算センターに送るわけでしょう。このデータを打ち出してくれって。じゃ、それを封詰めするんですか。封は、また郵送は、また委託されるんじゃないですか。

基本的に、もう少し時間内に業務を遂行するというを肝に命じてもらわないと、職場によっては違うんですけど、非常に特別な仕事が入ったときの残業時間が長過ぎる。これは監査上の問題ですからあまり言えませんが、もう少し時間内に事務を完遂するような管理体制を課長さん方取ってもらわないと。

例を言いますと、先月の一担当職員が150時間も残業しているんですよ。今の労働基準法では50時間が規制なんです。法律を犯して課長が残業手当の超過勤務命令をするということは、あってはならないことだと私は思うんですよ。だから、むしろ管理職である課長さん方は、時間内に職務遂行ができるような体制を考え、指導していただいて、課長職を全うしていただきたいと、これは付け加えなんですけど、答弁は要りません。もう少し毅然とした態度で職務遂行をお願いしたいと思います。

以上です。終わります。

#### ○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

#### ○4番（吉田 豊君）

それともう一点、総務関係ですけど、これは私の聞き間違いか分かりません。もう一遍、念のために確認したいと思いますが、国からのこの臨時交付金が6,460千円交付されるということでした。それで、この企画費で1,948千円の財源変更がされまして、4,512千円が残となります。4,000千円のうち商工費で4,000千円を充当するということですが、残りの512千円は一般財源として町が財源として残して、国からの返還命令は出ないんですか。

私の計算間違いであれば、もう一遍説明してください。

#### ○財政課長（川原俊史君）

すみません、説明が若干抜けておまして、大変申し訳ございません。今回の新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当につきまして、再度御説明をさせていただきます。今回、充当しておりますのが、歳出の予算書4ページ、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の6. 企画費の財源変更の1,948千円及び予算書7ページ、款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の3. 農業振興費の500千円と、歳出の8ページ、款の7. 商工費、項の2. 商工観光費、目の1. 商工観光振興費の国庫支出金の4,012千円、合わせて6,460千円という形になるということで、御説明をさせていただきます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

分かりました。オーケーです。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

これは確認での質問でございます。今回の子育て世帯臨時特別給付金でありますけれども、本町におきましても約92,000千円ほどの支出の予定がございます。で、この給付金に関しましては、所得の制限があるということになっております。この収入の計算時期ですね、カウントする時期というのは、何年の分になるのか。現金及びクーポン、今度の春、支給予定ということでありまして、その確認を分かっていたら教えてください。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員の御質問でございますが、所得に関しましては、令和2年の所得が該当するかと思います。

以上でございます。（「はい、承知しました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第51号の質疑を終結いたします。

#### 日程第10 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第10. 討論・採決。

議案第47号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号 特別職の給与条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第7号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして会議を閉じます。令和3年第5回上峰町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。大変お疲れさんでした。

午前10時17分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

上峰町議会議長 中山五雄

上峰町議会議員 吉富隆

上峰町議会議員 大川隆城